

塩尻市地域公共交通計画策定業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1 目的

本業務は塩尻市の実情にあった持続可能な地域公共交通を構築するために令和3年7月に策定した塩尻市地域公共交通計画の改定に加え、市域の地域公共交通を最適化することを目的としている。

本要領は、塩尻市地域公共交通計画策定業務を委託するにあたり、当該業務委託に関して、専門的な知識・技術・経験等を有する事業者から企画提案を受け、最も適した事業者を選定することを目的として、公募型プロポーザルの実施について、必要な事項を定めるものとする。

2 業務概要

- (1) 業務名 塩尻市地域公共交通計画策定業務委託
- (2) 実施主体 塩尻市
- (3) 業務内容 塩尻市地域公共交通計画策定業務委託仕様書（案）のとおり
- (4) 履行期間 契約締結日から令和8年3月26日まで
- (5) 提案限度額 9,031,000円（消費税及び地方消費税額を含む）

3 参加資格

本業務に係るプロポーザルに参加することができる者は、次に掲げる事項を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
- (2) 法人格を有し、令和7・8・9年度入札参加資格の営業品目、大分類「その他の業務」の中分類「企画・計画等業務」に登録している者
- (3) 塩尻市入札参加資格者に係る入札参加指名停止措置規定（平成24年訓令第5号）に基づく指名停止期間中でない者
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に指定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員の統制下にある団体に該当しない者
- (6) 長野県内に本社又は事業所、営業所を有している者

- (7) 過去10年以内（平成27年度から令和6年度の間）に、国（公社・公団含む）又は地方公共団体（市町村が主体となった協議会を含む）が発注した「地域公共交通計画」又はそれと同種業務又は類似業務を策定した実績を有する者であり、公共交通計画に関し豊富な知識を有している者

4 事業スケジュール

内 容	日 時
実施要領等の公表	令和7年6月 2日(月)
質問書受付期間	令和7年6月 2日(月)午前9時から 令和7年6月 9日(月)正午まで
質問書回答日	令和7年6月11日(水)
参加表明書（辞退届）の提出期間	令和7年6月 2日(月)午前9時から 令和7年6月13日(金)午後5時まで
参加資格結果通知	令和7年6月17日(火)
提案書等の提出期間	令和7年6月18日(水)午前9時から 令和7年6月26日(木)午後5時まで
プレゼンテーション	令和7年7月 2日(水)
審査結果通知	令和7年7月 4日(金)
審査結果公表	令和7年7月下旬
契約予定日	令和7年7月下旬

5 実施要領等の公表

(1) 公表期間

令和7年6月2日(月)午前9時から

(2) 公表場所

塩尻市ホームページ (<https://www.city.shiojiri.lg.jp/>) にて公表

6 質問書の受付及び回答

(1) 受付期間

令和7年6月2日(月)午前9時から令和7年6月9日(月)正午まで

(2) 提出方法

質問は、質問書（様式5）に記入し、電子メールにて提出すること。メールの件名は「【企業名】塩尻市地域公共交通計画策定業務委託についての質問」とし、送信後に担当部署へ確認の電話を入れること。

(3) 質問書回答日

令和7年6月11日(水)

(4) 回答方法

質問は担当部署が一括してとりまとめ、質問の回答日に塩尻市ホームページ上にて公開する。回答内容は、本要領並びに関係する仕様書の追加及び修正として取り扱う。

7 参加申込み及び資格要件の確認

(1) 参加表明書の提出期間

令和7年6月2日(月)午前9時から令和7年6月13日(金)午後5時まで

(2) 提出書類

- ア 参加表明書(様式1)
- イ 会社概要及び実績報告書(様式2)
- ウ 業務実施体制(様式3)
- エ 誓約書(様式4)

(3) 提出部数 1部

(4) 提出方法及び提出場所

提出書類は、担当部署へ持参(土・日・祝日及び開庁時間外は受け付けない)又は郵送で提出すること。郵送の場合は7(1)の期間内に必着とする。

(5) 辞退する場合

参加表明書を提出した後、参加を辞退する者は、プロポーザル参加辞退届(任意様式)を担当部署へ持参(土・日・祝日及び開庁時間外は受け付けない)又は郵送で提出すること。郵送の場合は7(1)の期間内に必着とする。

なお、プロポーザルを辞退したことについて、これを理由として以後に不利益な扱いを受けるものではない。

(6) 参加資格結果の通知

担当部署は、提出された参加申込書に基づき参加資格要件を確認した結果を、令和7年6月17日(火)までに、全ての参加者にメールにて通知する。

なお、参加資格結果の通知とともに付与番号通知を行う。付与番号は、その後の提案書の作成及びプレゼンテーションにて使用する。

(7) 提出書類の注意事項

ア 会社概要及び実績報告書(様式2)

- ・実績毎の契約書の写し(受注実績が確認できるもの)を添付すること。
- ・契約書の写しでは同種、類似業務の判断が困難な場合は、特記仕様書及び設計書、その他業務関連書類の添付により補足すること。

イ 業務実施体制（様式3）

- ・配置を予定している者全員について記入すること。
- ・担当する業務内容は、簡潔に記載すること。

8 提案書等の提出

(1) 提出書類

参加資格を得た者は、次に掲げる書類を担当部署へ提出すること。

- ア 企画提案書（任意様式）
- イ 業務工程表（任意様式）
- ウ 見積書（任意様式）

(2) 提出部数

正本1部・副本7部

(3) 受付期間

令和7年6月18日（水）午前9時から令和7年6月26日（木）午後5時まで

(4) 提出方法及び提出場所

提案者は、提出書類を担当部署へ持参（土・日・祝日及び開庁時間外は受け付けない）又は郵送で提出すること。郵送の場合は（3）の期間内に必着とする。

(5) 企画提案書等の策定の注意事項

ア 企画提案書

●鑑文

表紙に案件名として「塩尻市地域公共交通計画策定業務委託プロポーザル企画提案書」と記載すること。

●業務実施方針及び手法

- ・別紙仕様書に記載されている業務内容に対して、項目毎に現状分析や課題整理の方法等について具体的な提案内容を記載すること。
- ・提案書は画一的なものでなく、本市の事情に沿った内容とし、追加項目があれば提案すること。
- ・提案書はA4サイズとし、左綴じとすること。
- ・参加者を特定することができる内容（企業名・社章等）を記載しないこと。

イ 業務工程表

A3サイズとし、1枚で作成すること。

ウ 見積書

A4サイズとし、仕様書の業務内容及びプレゼンテーションの内容を実施するために必要な全ての費用を算出すること。ただし、提案限度額を超えてはならない。

9 事業者の審査・選定

担当部署は、事業者の選定にあたっては、審査委員会を設置し企画提案書等の提出書類及びプレゼンテーションの内容を審査し、受託候補者1者を選定する。

(1) 審査方法

プレゼンテーション方式とし、「10 審査基準」に基づき審査する。

(2) 審査委員会

審査委員会は次の5名で組織する。

氏名	所属・役職
曾根原 博	塩尻市建設部長
武居 寿明	塩尻市建設部次長兼建設課長
米山 進	塩尻市建設部都市計画課長
武田 潔	塩尻市建設部都市計画課課長補佐兼 計画係長
唐澤 嘉男	塩尻市建設部都市計画課課長補佐兼 整備係長

(3) 実施日

令和7年7月2日(水)(開始時間は個別に担当部署から連絡することとする。)

(4) 場所

参加資格結果の通知時に担当部署から連絡することとする。

(5) 実施方法

提案内容に係るプレゼンテーション20分以内、その後、提案に対する質疑応答10分程度、1提案者30分程度とする。

(6) 出席者

本業務の主たる担当者を含む3名以内とする。

(7) 順番

付与番号順とする。

(8) 審査結果の通知

電子メールにて通知する。

(9) プレゼンテーション等の注意事項

- ア プレゼンテーションは、提案者が提出した提案書又は提案書に記載した内容をパワーポイント等で表現したもののみとし、新たな内容の資料等は認めない。
- イ 提案者は、必要であればプレゼンテーション用のデータが入ったパソコンを持参すること。マイク、プロジェクター及びスクリーンは担当部署が用意する。
- ウ 選定委員会は非公開とする。

10 審査基準

プロポーザルは、次の審査基準に基づき審査委員会で審査し、審査基準の項目毎の点数を合計し、総合得点により順位を決めるものとする。

審査項目	内容・審査基準		内訳	配点
業務実績	本業務を遂行するのに必要な業務実績		10	10
業務実施方法及び手法	業務の理解度	市の現況の習熟度	10	80
		業務に対する理解度（現状把握、課題分析）	20	
	業務実施手法の妥当性	上位計画、関連計画との連携手法	10	
		今後の展望を見据えた適切な調査内容及び調査手法	15	
		調査結果に係る反映方法	15	
会議開催における資料作成・助言等の事務的支援	10			
企画提案書及びプレゼンテーション	企画提案書の見やすさ・分かりやすさ		10	70
	プレゼンテーションの分かりやすさ		10	
	近年の国や自治体の地域公共交通政策の動向を踏まえた提案内容		15	
	事業者独自の専門的知見等を活かした創意・工夫・独創性に富んだ具体的な提案内容		30	
	業務に対する取り組み意欲		5	
業務工程	本事業を遂行するための適切な工程設定		10	10
業務実施体制	業務を確実に遂行できる体制及び人員確保		5	10
	主担当者及び専任担当者における事業推進に係る技術的助言の期待		5	
価格	見積額に対する提案内容及び業務コストの妥当性		20	20
合計			200	

11 審査結果の公表

審査結果は、受託候補者の名称のみ塩尻市ホームページで公表する。応募書類は原則非公開とする。（<https://www.city.shiojiri.lg.jp/>）

1 2 契約の手続き等

(1) 契約の締結

審査委員会で選定された受託候補者と契約交渉を行うが、次のいずれかに該当する場合は、その者との契約は行わない。

ア 地方自治法施行令第167条の4に該当することとなった場合

イ 塩尻市から指名停止を受けることとなった場合

ウ 提案書の無効が判明した場合

エ 「3 参加資格」の入札参加資格を有していない場合

オ その他、本要領に違反した場合

(2) 契約の成立

受託候補者は、本市と契約内容等の詳細について協議し、提案上限額の範囲内で契約を締結する。

なお、協議の結果、合意に至らなかったときは審査結果順位が2位の提案者が本市と契約締結を交渉できるものとする。

1 3 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者の本プロポーザルへの参加資格を満たさなかったものとみなし失格とする。

(1) 参加資格の要件を満たさなくなった場合

(2) 指定する提出方法によらず必要書類等が提出された場合

(3) 指定する提出期限までに必要書類等が提出されなかった場合

(4) 提出を求める必要書類等に虚偽の記載があった場合（審査後の判明も含む）

(5) 見積額が提案上限額を上回った場合

(6) 提出を求める必要書類等に作成方法に違反する表現の記載があった場合

(7) 本プロポーザル期間中に、本実施要領に定める手続き以外の方法により、審査委員会委員等関係者に対して直接的又は間接的に接触した場合

(8) 履行期間内の業務完了が困難と判断された場合

(9) その他、審査を行うにあたって市が失格であると判断した場合

1 4 その他

(1) 本プロポーザルに関する一切の経費は、全額参加者の負担とする。

(2) 提出された書類等の著作権は、元来第三者に帰属するものを除き、それぞれの参加者に帰属するものとする。

(3) 提出された企画提案書等の返却は行わない。

- (4) 提出された書類等は、塩尻市情報公開条例（平成10年条例第5号）に基づき開示する場合がある。
- (5) 提案書に基づく業務が履行できなかった場合は、契約金額の減額、損害賠償請求、契約解除、違約金請求等の措置を行う場合がある。
- (6) 本業務委託の仕様については、仕様書（案）に定めるもののほか、提案書に記載された内容を尊重し、本市及び受託候補者の協議の上で定める。
- (7) 本プロポーザルは契約候補者の選定を目的とし、市は選定された提案書の内容に拘束されない。
- (8) 本要領に定めのないことについては、随時協議し決定する。

15 担当部署（書類等の提出先）

塩尻市建設部都市計画課（担当：辰野）

住所 〒399-0786 長野県塩尻市大門七番町3番3号

電話 0263-52-0689（直通） FAX 0263-52-6113

E-mail toshi@city.shiojiri.lg.jp